

英語法助動詞の意味論 (3)

中 野 弘 三

1.1.3.5. 法性の機能主義的分析

1.1.3.5.1. Halliday (1970) の分析

言語研究における機能主義 (functionalism) とは、言語の情報伝達 (communication) の手段としての側面を重視し、言語を、情報伝達においてそれがどのような機能を果たすかという観点から研究する立場である。法性 (modality) に関する機能主義的研究でまず注目すべきは Halliday (1970) である。Halliday は、言語が情報伝達において果たす機能として三種の機能を認める。まず第一は観念形成的機能 (ideational function) というもので、これはなんらかの情報 (話者の経験, 知識など) を伝える機能である。たとえば, Smith died. という文が発せられた場合, その発話の機能の一つは, 「ミスが死んだ」という内容の情報を聴者に伝えることであり, それがこの発話の観念形成的機能である。第二の機能は対人的機能 (interpersonal function) であり, これは情報伝達の場合 (communication situation) において話者および聴者がどのような役割 (role) を果たすかを表わす機能である。Smith died. という発話は, 話者が情報発信者という役割を果たすのに対し, 聴者は情報受信者という役割を果たすことを表わし, これがこの発話の対人的機能である。一方, Did Smith die? の対人的機能は Smith died. のそれに対立し, 聴者が情報発信者であり, 話者が情報受信 (請求) 者であることを表わすことになる。第三の機能は談話構造的 (textual function) と呼ばれ, 発話の主題 (theme) と説述 (rheme) あるいは新情報 (new information) と旧情報 (old information) は何であるか, という談話 (text or discourse) の構造にかかわる情報を伝える機能である。同じ内容の情報を伝え, 観念形成的機能 (および対人的機能) に関しては同一である Smith died. と The one who died was Smith. という二つの発話は, 異なった主題の立て方をしているため, 異なった談話構造的機能を持つといえる。

Halliday (1970) は、英語の法表現を、それが上述のどの機能を果たすかによって二つの種類、すなわち、対人的機能を果たす類と観念形成的機能を果たす類、の二種類に分類する。そして、前者の類が表わす意味を 'modality'、後者の類が表わす意味を 'modulation' と呼んで区別する。Halliday が、modality を表わし、対人的機能を果たすとする法表現は、今日では認識的法性 (epistemic modality) と呼ばれる法性を表わす法表現に当たり、一方、modulation を表わし、観念形成的機能を果たすとする法表現は、今日義務的法性 (deontic modality) およ

び動的法性 (dynamic modality) と呼ばれる法性を表わす法表現に相当する。

- (1.84) a. This gazebo *may* have been built by Sir Christopher Wren.
 b. *Possibly* this gazebo was built by Sir Christopher Wren.
 c. He *must* be going to stop talking soon.
 d. *Surely* he'll stop talking soon.

における法表現のように, modality, すなわち認識的法性, を表わす法表現が対人的機能を果たすものとみなす理由として, modality の特性を Halliday は次のように説明する。

“Modality is a form of participation by the speaker in the speech event. Through modality, the speaker associates with the thesis an indication of its status and validity in his own judgment; he intrudes, and takes up a position. Modality thus derives from what we called above the ‘interpersonal’ function of language, language as expression of role.” (Halliday 1970, p. 335)

modality とは, 対話 (speech event) という社会的相互作用 (social interaction) への参加の形式 (仕方), すなわち, 情報発信者という役割を担って対話に参加した話者の情報内容 (thesis) に対する見解 (心的態度) を表わすものであるから, modality は言語の対人的機能の現われであるとみなすのである。ちなみに, modality (認識的法性) 表現と同様の対人的機能を果たす (すなわち, 情報発信者としての話者の情報内容に対する心的態度を述べる) 表現として, frankly, generally, wisely, fortunately, officially, reasonably, personally, incidentally, doubtfully などの文副詞がある。

Halliday は, 義務的法表現および動的的法表現が modality を表わす認識的法表現とは異なつた機能を果たすところから, それらが表わす意味を modulation と呼んで区別する。たとえば,

- (1.85) a. You *must* build a gazebo.
 b. I *can't* build gazebos. If I *could* I *would*.
 c. Well you *ought* to be able to.

における義務的表現 (must, ought) や動的表現 (can, could, would) は, modality 表現と異なって, 話者 (情報発信者) の心的態度を表わすものではなく, 文が表わす事態 (命題) の様々の調整 (modulation) を意味するものである。たとえば, (1.85. a) の must は命題内容を, その実現を聴者に義務づけるというかたちで調整し, (1.85. b) の can't は命題内容を実現不可能という意味に調整する。Halliday によると, modulation は情報内容の一部であって,

modulation 表現は、発話中に含まれる他の語彙項目同様、観念形成的機能を果たすものである。

modality 表現（認識的法表現）と modulation 表現（義務的法表現および動的法表現）の間には、用法上基本的な相違があると Halliday はいう。その相違の一つは時制にかかわるものである。すなわち、modality 表現は時制を持たないのに対し、modulation 表現は時制を持つということである。modality 表現について見ると、たとえば次に示すように、modality 表現の *must*, *can't* は *surely* にパラフレーズ可能であり、このパラフレーズから明らかな通り、modality 表現は発話時以外の時とは関係しない。

- (1.86) a. He *must* have left yesterday.
 = *Surely* he left yesterday.
 b. He *must* have left already.
 = *Surely* he has left already.
 c. He *must* have left before you came.
 = *Surely* he had left before you came.

- (1.87) a. Smith *can't* be so busy.
 = *Surely* Smith isn't so busy.
 b. Smith *can't* be working at this hour.
 = *Surely* Smith isn't working at this hour.
 c. Smith *can't* have been working all night.
 = *Surely* Smith wasn't/hasn't been/hadn't been working all night.

Halliday は、この理由を、modality は文の観念形成的意味の外、すなわち時制の領域の外にあるもので、話者の心的態度を表わすものであるところから発話時にのみ関係する、と説明する。他方、modulation は話者の心的態度ではなく、文の命題内容の一部を成すので、時制の領域の内であり、法助動詞以外の modulation 表現はすべての時制形式を取り得る。

- (1.88) a. Jones *can/is allowed to* go out today.
 b. Jones (*could/*) *was allowed to* go out yesterday.
 c. Jones *will be allowed to* go out tomorrow.
 d. Jones *had been allowed to* go out before the relapse.
 e. Jones *has been allowed to* go out since this morning.
 f. John *will have been allowed to* go out by the time you see him.

時制に関連して、法表現を含む文を、法表現とそれ以外の部分（すなわち、命題部分）に分析した場合、modality 表現自体は時制を持たないが、(1.86)、(1.87) の例に見るように、それに伴う命題部分はすべての時制形式を取り得る。他方、modulation 表現自体は、(1.88) に見るように、すべての時制形式を取り得るのに対し、それに伴う命題部分は時制を持たない（(1.88) に見るように、命題部分の動詞の形式は go out という単純形のみである¹⁾）。

Halliday が指摘する modality 表現と modulation 表現の間の相違のもう一つは否定に関するものである。modality 表現を含む否定文では、modality が否定される modality 否定ではなく、命題内容が否定される命題否定のみとなるのに対し、modulation 表現を含む否定文では、modulation 否定と命題否定の二通りの場合がある。

(1.89) a. This gazebo *may not* have been built by Wren.

= b. *Possibly* this gazebo was *not* built by Wren.

(1.90) a. This gazebo *won't* have been built by Wren.

= b. *Probably* this gazebo was *not* built by Wren.

のような modality 表現を含む否定文では、法副詞を含む b の文から明らかのように、否定辞は this-gazebo-was-built-by-Wren という命題を否定し、modality 表現を否定するものではない。次の a の文の can't のように一見 modality 否定のように思えるものも、文全体の意味は b のような命題否定の文にパラフレーズできる。

(1.91) a. This gazebo *can't* have been built by Wren.

= b. *Surely* this gazebo was *not* built by Wren.

Halliday は、modality 否定が存在しない理由を、modality 表現は話者の「推量」を表わすものであり、「推量の否定」というものは本質的に存在しないからである、と説明する。一方、modulation 表現の場合は、

(1.92) a. You *can't/may not* go out.²⁾

= b. You *are not allowed to* go out.

1) これは少し単純化し過ぎた言い方であって、次のような文の should を modulation 表現とみなすならば例外が存在することになる。

(i) You *should* be going to finish it soon.

(ii) You *should* have finished it by tomorrow.

2) You may not go out. の場合は not に特別な強勢を置くと、You are allowed *not* to go out. [命題否定] の意を表わすこともできる。

- (1.93) a. You *don't have to* go out.
 = b. You *are not obliged to* go out.
- (1.94) a. You *needn't* go out.
 = b. You *are allowed not to* go out.
- (1.95) a. You *mustn't* go out.
 = b. You *are obliged not to* go out.

に見るように、特にbの文から明らかなように、modulation 否定と命題否定の両方が存在する。³⁾

以上のような Halliday の機能主義的な観点からの法性の分析は、確かに注目に値するものであるが、語用論の研究が1970年当時よりかなり進んだ今日の時点で Halliday の分析を眺めてみると、いくつかの問題点が目につく。まず、Halliday は、法表現のうち modality (すなわち、認識的法性) を表わす法表現のみが対人的機能を果たすとみなし、modulation (すなわち、義務的法性および勸動的法性) を表わす法表現は観念形成的機能のみを果たすとして前者と区別する。ところが、一方で Halliday は、平叙文・疑問文・命令文という文の型はそれぞれ異なった対人的機能を果たすとみなし、たとえば、上述のように Smith died. という平叙文は Did Smith die? という疑問文と対人的機能において対立するものとする。情報伝達の場において関係者(話者・聴者・第三者)が果たす役割を表わす機能を対人的機能と名付ける限り、平叙文・疑問文・命令文が対人的機能において対立するという考え方は正しいといえる。ところで、平叙文・疑問文・命令文の間の意味機能上の相違は、今日では、それらが遂行する<陳述>、<質問>、<命令>という発話行為の相違とみなされるようになってきている。すなわち、ある発話が遂行する発話行為というものがその発話の対人的機能の重要な部分を占め、特に平叙文・疑問文・命令文という文の型が果たす対人的機能はといえば、それぞれが遂行する<陳述>、<質問>、<命令>という発話行為そのものとみなしてよいであろう。このことは、個々の発話行為を定義する適切性条件(felicity condition)を見ると明らかとなる。たとえば、<命令>という発話行為の成立条件である適切性条件を、Searle(1969)の分析に従って示すと次のようになる(なお、以下の命題内容(propositional content)条件とは発話の内容が満たすべき条件であり、予備(preparatory)条件とは発話の場面設定にかかわる諸条件であり、誠実(sincerity)条件とは話者の意図にかかわる条件であり、本質(essential)条件とは特定の発話行為を(他の発話行為と区別して)特徴づける条件である)。

3) be allowed to のような迂言形の modulation 表現の場合には、You are *not allowed not to* go out. のように一文中に modulation 否定と命題否定の二つの否定辞を含むことも許される。

(1.96) <命令> の適切性条件

Propositional content: the speaker *S* predicates a future act *A* of the hearer *H*.

Preparatory: (i) *S* believes *H* is able to do *A*. (ii) It is not obvious to both *S* and *H* that *H* will do *A* in the normal course of events of his own accord. (iii) *S* is in a position of authority over *H*.

Sincerity: *S* wants *H* to do *A*.

Essential: Counts as an attempt to get *H* to do *A* in virtue of the authority of *S* over *H*.

この<命令>の適切性条件は、<命令>という発話行為が遂行されるには話者(S)と聴者(H)がどのような関係になければならないか、また、<命令>が遂行されるということは話者が聴者に対してどういう働きかけすることになるのか(実質条件を参照)ということの規定するものである。すなわち、(1.96)の適切性条件は、<命令>という発話行為を遂行する言語表現、たとえば命令文、を発した話者とその相手の聴者がお互いに対してどのような役割を果たすかを、つまりは Halliday のいうところの命令文の対人的機能を規定するものである。

話を modality と modulation の区別にもどして、命令文が上述のような対人的機能を持つとすると、命令文にはほぼ等しい要請型の発話行為を遂行する次のような義務(的法)表現を、対人的機能を果たさず、観念形成的機能のみを果たす modulation 表現の類に含める Halliday の分類は適切とはいえないことになる。

(1.97) a. You *must* be back by ten o'clock.

(=I require you to be back by ten o'clock.)

b. You *will* do as you 're told.

(=I order you to do as you 're told.)

対人的機能を果たすという点では<許可>という発話行為を遂行する can, may などの義務表現も同様であって、これらを modulation 表現とする Halliday の分類には問題がある。Halliday の分類の問題は、このように、実際に対人的機能を果たす表現をそれを果たさない表現の類に分類している点にあるだけでなく、modality と modulation の区別を正当化するものとして提示している言語事実の分析にもある。対人的機能を果たす(1.97)の must, will, <許可>の発話行為を遂行する can, may は、§1.1.3.2. で述べた「遂行的義務表現」である。Halliday は modality と modulation の相違を示すものとして、1) modality 表現は時制を持たないのに対し、modulation 表現は時制を持つ、2) modality 表現を含む否定文は命題

否定となるだけであるのに対し、modulation 表現を含む否定文は、命題否定と modulation 否定の二通りの可能性を含む、という二つの事実を指摘する。しかし、§1.1.3.2. で指摘したように、modality 表現である主観的認識(的法)表現と modulation 表現と分類される遂行的義務表現は共に話者指向的(speaker-oriented)であり、いくつかの共通点を持つ。まず、Halliday が指摘する modality 表現と modulation 表現の相違点の 1) に関して、(1.86)、(1.87) に見るように主観的認識表現は発話時の事柄(話者の推量)を表わすだけで、発話時以外の時を表わす時制形式を持たない。同様に、遂行的義務表現も、〈要請(命令)〉、〈許可〉という発話行為を遂行する表現であるところから、発話時にのみかわるものである。

これに対し、客観的認識表現および非遂行的義務表現は様々な時制形式を取り得る。

- (1.98) a. *It is possible/probable that he will win.*
 b. *It was possible/probable that he would win.*
 c. *It will be possible/probable that he will win.*

- (1.99) John $\left. \begin{array}{l} \textit{is} \\ \textit{was} \\ \textit{will be} \\ \textit{has been} \\ \textit{had been} \\ \textit{will have been} \end{array} \right\} \textit{allowed to leave.}$

また、Halliday が modality と modulation のもう一つの相違点としている 2) の否定に関しても、主観的認識表現と遂行的義務表現の間に、そして客観的認識表現と非遂行的義務表現の間に、それぞれ類似性が存在し、前二者と後二者が互いに対立することが認められる。must, may, will, surely, possibly, probably などの主観的認識表現を含む否定文は命題否定の解釈しかなく、法性否定(法表現の否定)の解釈を持たないことは、すでに(1.89)~(1.91)で見てきた。遂行的義務表現の場合は、〈要請(命令)〉という発話行為を遂行する must, will と、〈許可〉という発話行為を遂行する may, can とで少し事情が異なり、must を含む否定文は命題否定に限られ、一方 may, can を含む否定文は通例法性否定の解釈となる。⁴⁾

- (1.100) You *must not* park here.
 (=I *require* you *not* to park here.)
 (1.101) You *may not/can't* park here.
 (=I *don't allow* you to park here.)

4) ただし、may に関しては注 2) で述べたような場合がある。

また、遂行的義務表現としての *will* は否定辞と共に用いられることはない。

(1.102) You *won't* do as you're told,

の *won't* は認識的法性(推量)の解釈しか持たない。他方、客観的認識表現と非遂行的義務表現の場合は、共に、命題否定と法性否定の両方が可能である。(1.103)は客観的認識表現、(1.104)は非遂行的義務表現の例である。

(1.103) a. *It is possible/certain/probable that he will not come.*〔命題否定〕

b. *It is not possible/certain/probable that he will come.*〔法性否定〕

(1.104) a. You *are obliged/required/allowed not to* leave.〔命題否定〕

b. You *are not obliged/required/allowed to* leave.〔法性否定〕

主観的認識表現・遂行的義務表現と客観的認識表現・非遂行的義務表現の相違は、上述のような時制と否定に関する点以外に、§1.1.3.1.-2.でも指摘したように、3) 疑問文中に用い得るか否か、4) 条件・時の副詞節中に用い得るか否か、といった点についても認められる。まず、主観的認識表現は疑問文中および条件・時の副詞節中で用いることができない。

(1.105) a. **May/Must/Should* he be serious?

b. **Possibly/Certainly/Probably* is he serious?

(1.106) a. *If it *may/must/ought to* be raining, you should take your umbrella.

b. *If *possibly/certainly/probably* it is raining, you should take your umbrella.

遂行的義務表現 *must, may, can, will* も疑問文中、条件・時の副詞節中に用いられることはなく、もしこれらの義務表現がそのような文脈に用いられたとすると、それらの遂行性が失われ、非遂行的義務表現として用いられていることになる。

(1.107) a. *Must/May* I stay here?

b. If you *must* smoke, use an ashtray.—Leech (1971)

c. If I *may* say so, your work needs revision.—Hornby (1975)

これらの例文中における *must, may* は、〈要請〉、〈許可〉という発話行為を遂行しない(すなわち、遂行性を持たない)ことに注意。客観的認識表現・非遂行的義務表現は、これに対し、疑問文中および条件・時の副詞節中に自由に用いることができる。

- (1.108) a. *Is it possible/certain/probable that he will win?*
 b. *If it is possible/certain/probable that it will rain, you should take your umbrella.*
- (1.109) a. *Am I obliged/required/allowed to leave?*
 b. *If I am obliged/required/allowed to go home, I would like to do so at once.*

以上に見たように、1) 時制、2) 否定、3) 疑問文中での生起の可否、4) 条件・時の副詞節中での生起の可否、という四点に関して、2) の点に関して<許可>の *may, can* の場合にのみ例外的な事実が観察されるものの、これを除いて、主観的認識表現・遂行的義務表現の類と客観的認識表現・非遂行的義務表現の類の間には、明確な相違が認められる。この相違は、Halliday が指摘する *modality* と *modulation* の相違と比べてより明確であり、それゆえより重要な、意味のある相違と思われる。*modality* と *modulation* の相違として Halliday が行なっている一般化にはかなりの例外が含まれ、⁵⁾ そのために二者の区別を主張する議論がいま一つ説得力に乏しくなっている原因は、Halliday の対人的機能の分析が不十分であること、および *modality* (認識的法性) に主観的と客観的という二つ区分を認めないこと、に由来するものと思われる。上に指摘した主観的認識表現・遂行的義務表現の類と客観的認識表現・非遂行的義務表現の類との間の相違は、前者がまさに Halliday のいう対人的機能を果たす類であるのに対し、後者のほうは観念形成的機能のみを果たし、対人的機能を果たさない類であることから生じていることは容易に推測できる。

1.1.3.5.2. Davies (1979) の分析

Halliday (1970) は機能主義的法性研究の端緒をなす重要な研究であるが、前節で述べたように、分析に不徹底なところがあり、いくつかの問題を孕んでいる。その分析が不徹底である根本的な原因は、Halliday (1970) では、法表現をどのような種類の機能を果たすかによって分類しているだけで、法表現の意味、すなわち法性を機能主義的に分析する手段を全く提示せず、したがって実質的には法性の機能主義的分析を何も行っていないところにある。機能主義的法性研究を Halliday のものより一歩進めて、具体的に分析手段を提示し、それを用いて法性の機能主義的分析を試みているものに Davies (1979) がある。本節では Davies の分析の骨子を述べ、法性の研究において機能主義的接近法がどのような重要性を持つか、またどのような問題点を持つかを検討することにした。

Davies は、言語表現の意味は i) 解釈的意味 (interpretational meaning) と ii) 相互作

5) Hermerén (1978, §1.6) でもこのことは指摘されている。

用的意味 (interactional meaning) の二つから成るとする。解釈的意味とは言語外の世界の解釈 (認識) の仕方を表わすもので、一般に言語表現の概念的意味といわれているものである。相互作用の意味とは対話者 (話者と聴者) 相互間の社会的関係または相互作用を表わす意味である。言語表現の解釈的意味と相互作用の意味とは、それぞれ、ほぼ Halliday のいう言語表現の観念形成的機能と対人的機能に相当するものとみなすことができる。Davies (1979) の目的は、これら二つの意味のうち後者の相互作用の意味、特に、法 (直説法・命令法・仮定法)、文の型 (平叙文・疑問文)、法助動詞といった文法的手段によって伝えられる相互作用の意味の分析である。

Davies の分析の特色は、i) 相互作用の意味を表わす法、文の型、法助動詞といった文法形式の各々は、文脈に依存しない言語的法的意味 (literal mood meaning (略して LMM)) を持ち、各文法形式が発話の場において発揮する発話の力 (illocutionary force) はこの LMM と発話の場における文脈特性 (contextual feature) の結合によって生み出されると考えること、ii) LMM の分析に「役割」(role) という機能主義的概念を導入していること、である。Davies が設定する各文法形式の LMM は Searle の発話行為論における適切性条件の考え方に基礎を置くものであり、たとえば命令文の LMM としては、(1.96) に示した命令文の適切性条件のうちの命題内容条件と予備条件にほぼ同じ次のような内容のものが想定される。

(1.110) 命令文の LMM

- (i) (要求された) 行為の実行者は聴者である。
- (ii) 要求されない限り聴者が当の行為を行なうとは予想されない。
- (iii) 上の (ii) からの帰結として、当の行為は発話の時点で実行されていないし、また、すでに実行されてしまってもいない。
- (iv) 聴者は当の行為を行なうことができる。
- (v) 話者は聴者に当の行為を行なわせることを決定する権限を持っている。
- (vi) 話者は、聴者が実行すべき行為についての彼の決定または願望を聴者に告げる権限を持っている。

命令文は〈命令〉だけでなく、〈許可〉、〈忠告〉、〈依頼〉、〈懇願〉など様々な発話行為を遂行するのに用いられるが、Davies によると、どのような発話行為を遂行するにせよ、命令文はすべての場合 (i)–(vi) および (v) に示した LMM を持ち、それが〈命令〉、〈指命〉、〈許可〉といった発話行為を遂行する場合にはさらに(v)の要素をその LMM 中に含む。命令文が様々な発話行為を遂行する際に持つ発話の力は、上述のように、LMM と文脈特性の結合によって生み出されるものと考えられている。たとえば、上の (i)–(vi) の LMM に「聴者が当の行為を行なうことを願望する」という文脈特性が加わると〈許可〉という発話の力が生じるとされる。たとえば、Come in. という命令文は、聴者が come in という行為を行ないたいと願っ

ている状況では〈許可〉という発話の力を持つ(すなわち、〈許可〉という発話行為を遂行する)。また、(i)–(iv) および (v) の LMM を持つ命令文に「聴者が話者の決定/願望を話者から聞きたいと願っている」という文脈特性が加わると、その命令文は〈忠告〉という発話の力を持つ。たとえば、What shall I do? という質問に対して Give up your plan. といえ、この命令文は〈忠告〉という発話行為を遂行することとなる。なお、〈許可〉という発話行為は命令文によってだけではなく、You may come in. のように法助動詞を用いることによっても遂行し得る。法助動詞の may は、命令文と異なって、文脈に依存することなく〈許可〉の発話の力を持ち得る表現であるので、may の場合は上の (i)–(v) に加えて、「聴者が当の行為を行なうことを願望する」という特性もその LMM の中に含むということになる。

Davies の分析の特色は、上述のような LMM という文法形式固有の言語的意味を想定することに加えて、LMM の意味分析に役割 (role) という機能主義的な概念を利用する点である。言語は社会的相互作用 (social interaction) の一形式であるという機能主義的言語観に立つ Davies は、社会的相互作用全般に適用できるモデルは、その一形式である言語に適用可能であると考えて、そのようなモデルとして社会心理学で開発された役割理論 (role theory) というものを選び、言語の相互作用的意味の分析にその理論の導入を図る。社会心理学での役割理論は、個人のある種の予測可能な行動形態を、個人が社会において果たす役割に基づいて解釈するためのモデルであるが、言語の相互作用的意味の分析に援用された役割理論は、言語を用いて情報伝達を行なう当事者、すなわち、話者と聴者がどのような役割を果たすかということに基づいて、言語の相互作用的意味を解釈するモデルということになる。言語を用いて、情報伝達を行なう対話というのも個人が行なう社会的行動の一種であるので、役割理論の立場からすれば、対話の当事者として個人が果たす話者、聴者という役割も、それ自体重要な役割である。それゆえ Davies は対話の当事者としてのこれらの役割を、「第三者」という非当事者の役割を含めて、「一次的役割」(primary role) と呼ぶ。しかしながら、問題の文法形式の相互作用的意味 (LMM) の分析にはこの一次的役割だけでは不十分である。たとえば、John が Mary に向かって 'That's an apple.' と言った場合と、'Is that an apple?' と尋ねた場合とでは、どちらの場合も John が話者で Mary が聴者であるにもかかわらず、John と Mary の相互作用の仕方は二つの場合異なっている。これは平叙文と疑問文の相互作用的意味、すなわち LMM が異なることに起因し、この相違は話者・聴者という一次的役割では説明できない。このような LMM の相違を説明するために、Davies は次のような四つの「二次的役割」(secondary roles) を設定することを提案する。

- (1.111) (i) 語り手 (teller)——対話において支配権を持ち、話題の選択など対話におけるイニシアチブを取る人 (単に発言を行なうことだけでその役割が定義される「話者」とは異なる)

- (iii) 知り手 (knower) — ある出来事または事態の真偽についての知識を持つ人
- (ii) 決定者 (decider) — ある出来事を生じさせる (か否かの) 決定権を持つ人
- (iv) 遂行者 (performer) — 現実の世界で (要求された) 行為を遂行する人

なお、これら二次的役割は一次的役割の話者・聴者・第三者によって演じられる (たとえば、命令文では「話者」が「決定者」の役割を演じる、といった具合に)。次に、これら四つの二次的役割が UMM の分析にどのように用いられるか、若干の例を用いて示すことにしよう。法助動詞その他の法表現を含まない直説法の平叙文 (e.g. That's an apple.) では「語り手」および「知り手」の二役を話者が演じる。他方、疑問文 (e.g. Is that an apple?) では「語り手」は話者であるが、「知り手」は聴者である。これを Davies は記号を用いて次のように表示する (Tr は「語り手」、Kr は「知り手」、S は話者 (speaker)、A は聴者 (addressee) をそれぞれ表わし、コロン (:) は「によって演じらる」、= は「同一人物である」、≠ は「同一人物でない (別人である)」の意を表わす)。

- (1.112) 平叙文 : [(Tr=Kr) : S]
 疑問文 : [(Tr : S) ≠ (Kr : A)]

平叙文と疑問文の LMM の分析には「決定者」、「遂行者」は何の役目も果たさず、このような場合、その LMM は「決定者」、「遂行者」の役割に対して「中立的」(neutral) であるという。Hello/Blast! のような間投詞表現の LMM は、「知り手」、「決定者」、「遂行者」の三役に対して中立的である。Come here. のような純粋命令文 (jussive imperative) の場合は、話者は「語り手」であると同時に「決定者」であるのに対し、聴者は要求された行為の「遂行者」である。他方、God save the Queen. のような仮定法祈願文 (optative subjunctive) では、「語り手」は話者であり、「決定者」および「遂行者」は第三者 (すなわち God) である。同じ仮定法祈願文でも Long live the Queen. の場合は、「決定者」は God、「遂行者」は the Queen というように異なった第三者によって演じられる。純粋命令文と仮定法祈願文のどちらの LMM も「知り手」の役割に関しては中立的である。これら二種類の文の一、二次的役割の関係を表示すると次のようになる (Dr は「決定者」、Pr は「遂行者」、3 は「第三者」をそれぞれ表わし、斜線 (/) は「または」の意。これら以外の記号の意味は上の (1.112) の場合と同じ)。

- (1.113) 純粋命令文 : [(Tr=Dr) : S] ≠ (Pr : A)]
 仮定法祈願文 : [(Tr : S) ; (Dr : 3) = / ≠ (Pr : 3)]

Davies の LMM 分析には、一、二次的役割のほか、二次的役割に関係する典型的な活動

(の概念) が分析手段として用いられる。その活動とは二次的役割に対応する次の四つの種類である。

- (1.114) (i) 語り (telling)——文を構成してそれを発話の場において他人に提示すること
 (ii) 認識 (knowing)——文とそれが表わす現実の関係、すなわち文の内容が現実と一致するか否か (すなわち、その真偽) を知ること
 (iii) 決定 (deciding)——ある出来事を生じさせるか否かの決定を下すこと
 (iv) 遂行 (performing)——ある行為を遂行すること、またはある状態 (関係) を生じさせること

これら四種の活動は「作用」(operation) と呼ばれ、正(+)と負(-)の二つの値を持つとされる。各作用に正と負の区別を設けるのは、たとえば次のような文の法的意味(法性)を説明するためである。

- (1.115) a. John went.
 b. John may have gone,
 c. Go away.
 d. Must I go?

法表現を含まない a の平叙文は、話者が「語り手」および「知り手」であり、そして文の命題内容が事実(真)であることを完全に知った上で発せられるものである。この場合の「知り手」としての認識作用は正の値を持つといえる。これに対し、法助動詞を含む b の文は、「語り手」であり「知り手」である話者が文の命題内容が真であるか否かについて完全には知らないことを表わす。したがってこの文の話者の「知り手」としての認識作用は負の値を持つということになる。c の命令文の話者は「語り手」であると同時に「決定者」であり、go-away という行為が「遂行者」である聴者によって遂行されるべきことがこの命令文の発話によって完全に決定されるので、「決定者」の決定作用は正の値を持つ。これに対し must を含む疑問文 d では、「決定者」は聴者であり、この文の発話の時点では「決定者」の決定はまだ行なわれていないので、この文に関係する決定作用は負の値を持つといえる。さらに、c の命令文や d の疑問文は、「決定者」が行うべきであると決定する行為を「遂行者」がまだ遂行していないことを含意する。したがってこれらの文に関係する遂行作用は負の値を持つ。また、

- (1.116) You must go to bed.

という文を話者が自分の発言として発した場合には、話者が「語り手」であり、その語り作用は

正の値を持つが、話者が他人の発言の代弁者 (mouthpiece teller) としてこの文を発した場合には、この文の語り作用は間接的となり、負の値を持つといえる。このように、法や法助動詞の LMM には、役割だけではなく役割に関連する活動の性質によって規定される部分があり、そのために Davies は LMM の分析の手段に (1.114) に示した「作用」を加えることを提案する。二次的役割にかかわる作用以外に、LMM の分析にもう一つ「不活性」(inertia) と呼ばれる概念が用いられる。これは命令法や義務表現の LMM 分析に特に必要な概念である。Go away./ You must go away. のような命令文や義務表現を含む文は、「遂行者」が命令ないしは要求がなければ命令/要求された行為を遂行する意志がないことを含意する。このように「遂行者」に遂行すべき行為を遂行する意志のない状態を Davies (負の値を持った)「不活性」と呼ぶ。これらの文とは対照的に、許可を表わす You can go home. のような文では、「遂行者」は許可される行為を遂行したいという意志を持っていることになるので、許可を表わす can の LMM は正の値を持つ「不活性」を含む。

以上に述べた一、二次的役割、四種の作用および「不活性」という概念を用いて (1.110) に示した命令文の LMM を再分析して示すと次のようになる (以下で作用および不活性の右肩に付けた+と-の記号は上述の正と負の値を表わす。Decider と Performer の+記号はそれぞれ「決定の権限を持つ」、「行為遂行の能力を持つ」の意を表わす)。

(1.117) 命令文の LMM

- (i) Performer : Addressee (行為の実行者は聴者である)
- (ii) Inertia⁻ (求められない限りは聴者は当の行為を行なう意志はない)
- (iii) Performing⁻ (当の行為は発話の時点でまだ実行されていない)
- (iv) Performer⁺ (聴者は当の行為を行なうことができる)
- (v) Decider⁺ : Speaker (話者は聴者に当の行為を行なわせることを決定する権限を持つ)
- (vi) Teller : Speaker (話者は自分の決定/願望を聴者に告げる権限を持つ)

これを略号を用いてさらに簡潔に表わすと次のようになる (D と P はそれぞれ deciding と performing の略号)。

$$(1.118) \quad \left\{ \begin{array}{l} [(Tr=Dr^+) : S] \neq (Pr^+ : A)] \\ [D^+; P^-; Inertia^-] \end{array} \right\}$$

次の文における義務や不許可の意の法助動詞の意味も、命令文のそれに類似した分析が可能である。

- (1.119) a. You/John *must* be back before six.
 b. You/John *can't* come with us,

aの文の *must* は命令文とほぼ同じ機能を果たし、したがってその LMM は、「遂行者」が John のような第三者でもよい（したがって、Pr にかかわる部分が (Pr : A/3) となる）点を除いて、上の命令文の LMM と同一である。一方、不許可を表わす b 文の *can't* の LMM は、「遂行者」(Pr) の部分が *must* と同様 (Pr : A/3) となる点と、Inertia の値が正(+)となる点で命令文の LMM と異なる。

以上 Davies (1979) の法性分析のわく組を概観した。既述のように、Davies は言語表現の意味として、前節で述べた Halliday (1970) の観念形成的機能と対人的機能の区別に相当する解釈的意味と相互作用の意味という二種類の意味を認める。Davies (1979) の特色は、Halliday が対人的機能の存在を単に指摘するだけに止まっているのに対し、対人的機能に相当する相互作用の意味の具体的な分析法を提示していることである。言語表現の対人的機能(相互作用の意味)の分析といえば、Davies のもの以外では Austin (1962), Searle (1969) に始まる発話行為理論があるが、この理論で扱われる対人的機能(相互作用の意味)は発話行為に関連するものに限られる(すなわち、仮定法や認識表現のように発話行為の区別に直接関係のない表現形式の対人的機能は扱われない)。これに対して、Davies の分析は、法(直説法・命令法・仮定法)、文の型(平叙文・疑問文)、法助動詞といった英語の法性にかかわる様々な文法形式や表現を幅広く対象とし、発話行為理論の考え方を巧みに取り入れた役割理論という新しい理論を展開している点で、非常に注目すべき分析といえる。法性というものが対人的機能(相互作用の意味)の重要な部分を成すものであり、それが少くとも、i) 発話の内容に対する話者の心的態度、ii) 発話の場における他者(聴者、第三者)に対する話者の態度、という二つの側面を含むものであるとすると、法性の分析にはこれら二つの側面を扱える道具立てが必要であり、その道具立ては対話当事者(話者・聴者・第三者)間の関係を表わす概念ということになる。Davies の「二次的役割」はその意味では非常に有効な道具立てといえる。

しかし、Davies の分析にも問題がないわけではない。Davies の「役割」分析からすぐ思い起こされるのが Fillmore (1968), Anderson (1971) に始まる格文法(case grammar)である。格文法では文の統語・意味構造の分析に case という概念が用いられるが、この case は文の要素(特に名詞句)の文中における意味機能を規定するものであるところから、「意味的役割」(semantic role) または「主題的役割」(thematic role) と呼ばれることもある。格文法で設定される「動作主」(agent), 「目標」(goal), 「手段」(instrument) といった case (つまり意味的役割) は、Davies の意味の分類に従うと、文の解釈的意味の分析に用いられる道具立てといえることができる。すなわち、Davies の分析が相互作用の意味の「役割」分析であるのに対

し、格文法は解釈的意味の「役割」分析に基礎を置く理論ということである。格文法の「役割」(case)分析は文の意味の分析に関する優れた洞察を示すものとして評価される反面、分析の目が粗すぎるという批判を受けている。たとえば、

- (1.120) a. Bees are swarming in the garden.
b. The garden is swarming with bees.

の二文は、格文法では全く同一の格構造を持つものと分析され、したがって同一の意味表示が与えられ、同義であるということになる。しかし、実際にはこの二文は同義ではない。格文法では、上の二文の *swarm* は、どちらも、「動作主」(この場合 *bees*)と「場所」(この場合 *the garden*)という二つの case を取る同一の動詞と分析されるところから問題が生じるのであり、実際には二文の *swarm* は同義ではないとみなす必要があるのである。この例は、格構造(すなわち、意味的役割構造)の同一性は必ずしも言語表現の同義性を意味するものではないことを示しており、格文法の意味論上の限界を示すものである。Davies の役割理論にもこれと同様の問題が認められる。たとえば、

- (1.121) a. You/Jones *must* eat that porridge (however much you don't/he doesn't like it)
b. You/Jones *will* eat that porridge (however much you don't/he doesn't like it)

における義務表現の *must* と *will* を、Davies は、 $[(Tr=Dr):S] \neq (Pr:A/3)$ という同一の役割構造 (role configuration) を持つものと分析する。作用や「不活性」の特性に関して、Davies の分析ではこれら二文における *must* と *will* は同一の $[Deciding^+; Performing^-; Inertia^-]$ という特性を持つことになる。しかし、義務表現の *must* と *will* は完全に同義であるわけではない。義務表現の *must* は、話者にとって何かの正当な理由があってそのために聴者/第三者になんらかの行為を義務づける意であるのに対し、義務表現の *will* は、話者が自分の絶対的な権威によって聴者/第三者になんらかの行為の実行を迫る意で、こちらには、そうすることに正当な理由があるという含意はない。したがって、Perkins (1983, pp. 43-44) も指摘するように、親しい間柄でない限り、対等(以上)の人に向かって義務表現の *will* を用いるのは *must* を用いるより失礼な言い方となる。

このように、Davies の役割理論は、格文法に類似して、相互作用的意味の分析に関する優れた洞察を含む理論である反面、役割分析の抽象度が高すぎることから、上の例のような微妙な意味の違いを捉えきれない難点を持つ。(未完)

References

- Anderson, J. M. (1971). *The Grammar of Case*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Austin, J. L. (1962). *How to Do Things with Words*. Oxford : Clarendon Press.
- Davies, E. C. (1979). *On the Semantics of Syntax : Mood and Condition in English*. London : Croom Helm.
- Fillmore, C. J. (1968). "The Case for Case". In E. Bach & R. T. Harms (eds.) (1968) *Universals in Linguistic Theory*. New York : Holt, Rinehart & Winston.
- Halliday, M. A. K. (1970). "Functional Diversity in Language as Seen from a Consideration of Modality and Mood in English". *Foundations of Language* 6:322-61
- Hermerén, L. (1978). *On Modality in English : A Study of the Semantics of the Modals*. Lund : CWK Gleerup.
- Hornby, A. S. (1975). *Guide to Patterns and Usage in English* (2nd Edition). London : Oxford University Press.
- Leech, G. (1971). *Meaning and the English Verb*. London : Longman.
- Perkins, M. R. (1983). *Modal Expressions in English*. London : Frances Pinter.
- Searle, J. R. (1969). *Speech Acts*. Cambridge : Cambridge University Press.